

議案第 8 号

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。